

川越市上下水道局一般競争入札公告 川越市上下水道局公告財務第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和8年8月20日

川越市上下水道事業管理者 野口幸範  
(公印省略)

第1 公告事項（個別）

1 入札対象案件

- (1) 委託名  
流域下水道幹線流入口点検業務委託
- (2) 委託場所  
川越市大字的場地内ほか16箇所
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和9年3月12日まで

2 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

3 予定価格

事後公表とする。

4 最低制限価格

最低制限価格を設ける。（落札者決定後、電子入札システムにおいて公表する。）

5 入札参加資格

公告事項（共通・土木施設維持管理）に定めるほか、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 本入札の公告日から落札決定までの期間において引き続き、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に次の区分で登載されている者であること。

ア 登録業種 土木施設維持管理に関する業務

イ 大分類 下水

- (2) 本入札の公告日から落札決定までの期間において引き続き、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 名簿に登載されている申請事業所の所在地が、川越市内であること。

イ 名簿に登載されている申請事業所が、本店であること。

6 落札候補者決定の通知の方法

落札候補者の決定は、保留通知書により通知するものとする。

7 落札決定

本案件の落札者の決定は、入札参加資格審査の終了後に行い、電子入札システム上で公表する。

8 競争参加資格確認申請書の提出

本入札の公告に定める入札参加資格を満たす者で、参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。

令和8年8月20日（木）午前8時45分から

令和8年9月1日（火）午後4時30分まで

9 発注図書等

入札情報公開システムに掲載する。なお、発注図書等は、入札情報公開システムからダウンロードすることにより配布するものとする。

10 発注図書に関する質問・回答

発注図書に関しての質問・回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 質問受付

発注図書に関して質問がある場合は、入札情報公開システムに添付している質問・回答書（.docx）を使用し、電子入札システムにより提出すること。

電子入札システムによる質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

質問・回答書の形式が異なる場合や、企業名や個人名が特定される場合は、質問を受付けない。

(2) 受付期間

令和8年8月20日（木）午前8時45分から

令和8年8月26日（水）午後1時00分まで

(3) 回答日時

令和8年8月31日（月）午後1時00分

質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システム上で掲示する。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

1 1 入札執行の日時等

次のとおりとする。ただし、変更する場合は、電子入札システム上で案内する。

(1) 入札書提出期間

令和8年9月2日（水）午前8時45分から

令和8年9月3日（木）午後1時00分まで

(2) 開札日時

令和8年9月4日（金）午後1時45分

1 2 入札金額内訳書の提出

不要とする。

1 3 入札回数

再度入札を含め、3回までとする。

1 4 入札参加資格等確認資料の提出

落札候補者とされた者については、次の(2)の書類を電子入札システム又は持参により川越市上下水道局財務課に提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年9月7日（月）午後4時30分まで

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 資本関係・人的関係調書

ウ 市税の納付に係る誓約書兼同意書（川越市指定様式。本市より市税として課されている税がなくても提出すること。なお、本書が提出できない場合は、本市市税の納税証明等申請書兼証明書（川越市指定様式で本入札の開札日以降に本市が証明したもの。（写し可））を提出すること。）

1 5 契約の締結の方法

本案件は、電子契約（川越市電子契約実施要綱第2条第3号の規定による電子契約をいう。以下同じ。）により、契約を締結することができるものとする。

なお、落札候補者として決定された者が電子契約を希望する場合は、入札参加資格等確認資料の提出時に「電子契約希望届兼メールアドレス届出書」を提出すること。

1 6 入札保証金

免除とする。

1 7 契約保証金

免除とする。

1 8 支払条件

完了払いとする。

1 9 委託完成保証人

川越市上下水道事業管理者が必要と認めた場合は、受注者と同等の資力、能力、信用のある一

業者。

2 0 一括再委託  
禁止とする。

2 1 特記事項  
詳細は発注図書によるものとする。

2 2 問い合わせ先  
(1) 公告の内容 川越市上下水道局財務課（川越市上下水道局庁舎 2 階）  
(2) 委託の内容 川越市上下水道局下水道課（川越市上下水道局庁舎 1 階）

## 第2 公告事項（共通・土木施設維持管理）

### 1 入札執行手続

この公告による入札は電子入札システムにより行う。

### 2 入札執行方法

事後審査型入札（入札に参加する者に必要な資格の審査を入札執行後に行う方式）により行う。  
（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）

### 3 入札参加資格

特に記述のある場合を除き、本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き名簿に登載され次の要件を満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 川越市上下水道局契約規程（昭和54年水道部管理規程第2号。以下「契約規程」という。）第2条の規定により、市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (7) 本入札に参加する他の入札参加（希望）者との間に、次に示す関係がないこと。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

#### ウ 組合関係

次に該当する2者の場合。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の関係にある場合

#### エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合

- (8) 本入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書の提出までに、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

### 4 契約条項等

この公告に定めるもののほか、本入札及び契約に関する手続きについては、施行令、契約規程、川越市電子入札運用基準、川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領、川越市競争入札等参加者心得、入札参加資格者の遵守事項等の定めるところとする。法令等については、川越市上下水道局財務課又は川越市ホームページ等で閲覧することができる。

### 5 入札参加資格の有無の確認

川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領に基づき入札執行後に確認する。

### 6 異議の申立

入札を行った者は、入札後は契約規程、川越市電子入札運用基準、川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領、発注図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立

てることができない。

## 7 その他

- (1) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、名簿に登載されている業種及び申請事業所の所在地が、公告事項（個別）の入札参加資格において要件とした事項に該当しない者が行った入札は、入札参加資格の審査を行わず無効とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 契約規程第12条に該当する入札は、無効とする。
- (4) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (5) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合等は、川越市談合情報対応要領による所定の手続等を入札参加資格として付加することがある。